**平成２４年（フ）第２９１号**
愛媛県松山市河原町４番地８　ヴィラ・アンソレイエ河原町206号
債務者　吉岡　節子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２９３号**
愛媛県松山市河野中須賀336番地　中須賀団地２棟53号
債務者　川端ひろみ
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２９４号**
愛媛県松山市ひばりヶ丘５番28号
債務者　加藤　　功
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２９５号**
愛媛県松山市山西町169番地２　山西団地７棟10号
債務者　阿部　龍吾
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１３５号**
佐賀県鳥栖市儀徳町2937番地、住民票上の住所福岡県久留米市長門石１丁目６番26号
債務者　森尾　　豊
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４３号**
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道1893番地１
債務者　山田　俊之
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４５号**
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道1893番地１
債務者　山田　俊一
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１５０号**
佐賀県小城市牛津町勝１番地24
債務者　大久保恵介
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１５２号**
佐賀県三養基郡上峰町堤2622―１グレースヒルズ上峰、住民票上の住所佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀3708番地
債務者　大塚　則子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１５７号**
佐賀県鳥栖市加藤田町３丁目144番地２　県営加藤田町アパートＢ２棟21
債務者　立石　正弘
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２３０号**
佐賀市高木瀬西３丁目３番112号
債務者　高巣　はな
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３０２号**
大分県別府市石垣東１丁目１番15号　福波コーポ102号
債務者　丹波美枝子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３０７号**
大分市大字片島1063番地
債務者　内田　泰世（旧姓阿南・戸高）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３４１号**
大分市南津留13番５号　グリーングラス205
債務者　伊村　　徹
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３５７号**
大分市大字畑中1055番地の１　ＲＥＳＴ．Ｍ208
債務者　中西　美保
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２５２号**
宮崎市佐土原町下田島12050番地20
債務者　高野　理枝
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１１６号**
宮崎県都城市上水流町1586番地市営中道団地11―１―８号
債務者　井上　絵心
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２４年（フ）第８４号**
茨城県龍ケ崎市南中島町372番地２
債務者　林　　正和
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係